

第8回 ADR法に関する検討会 議事録

第1 日 時 平成25年11月15日（金） 自 午後1時58分
至 午後3時53分

第2 場 所 法務省第1会議室（20階）

第3 出席者 伊藤座長，植垣委員，丹野委員，道垣内委員，林委員，藤井委員，森委員，
山本委員，渡部委員

第4 議 題 個別の論点について

第5 議 事 （次のとおり）

議 事

○飯島課長 それでは、予定の時刻に少々早うございますが、第8回ADR法に関する検討会を開会させていただきます。

では、伊藤座長、よろしくお願いたします。

○伊藤座長 本日も御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、議事に先立ちまして、前回の会議で議論いただきました法テラスにおける法律扶助の取扱いについて、事務局から補足説明があるということでございますのでお願いたします。

○鈴木参事官 それでは、お手元の配布資料の2番、平成25年11月6日付けの「報告書」を御覧ください。前回の検討会におきまして認証ADRとの関係で法律扶助の活用を積極的に検討すべきであること、及び代理援助についてそれが求められる事案がADRにおいて存在することについて御議論いただきました。

このような御議論を受けまして、法テラスで御検討いただいている状況に関し、法テラスのADR検討会バックアップチームの報告書を御提出いただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

報告書におきましては、情報提供業務と民事法律扶助業務におけるADRの取扱いについて検討がされております。

第1の情報提供業務につきまして、前回藤井委員から詳細に御紹介をいただいたところですが、報告書におきましても2ページの4、こちらにございますとおり、「今後は、ADRの地域性、専門性を踏まえ、オペレーターの理解をより深めることによって、ADRによる解決が相応しい事案については積極的に紹介していく必要がある。」とされております。

第2の民事法律扶助業務につきましては、2ページから5ページにかけては、代理援助におけるADR手続利用の根拠規定やADR手続利用に関するこれまでの議論、ADR手続利用の阻害要因を含む現在の利用状況につきまして検討の上、4ページから5ページにかけて「改善策」がまとめられております。

その具体的な内容につきましては、まず「①ADR手続の利用の周知」について、「受任者・受託者の間では、法テラスではADR手続を利用できないとの誤解があると思われることから、改めて事務連絡等を発出するなどして、ADR手続も示談交渉事件に準じて代理援助の対象になることを周知する。」こととされております。

次に「②申立手数料等の援助」につきまして、「これまでの運用では、ADR機関の申立手数料及び期日手数料については、示談交渉事件の受任時に立替える手続費用（2万円）の範囲でのみ援助をしていたが、一定の範囲で、「その他の実費」（代理援助立替基準（注）5(9)）として追加支出の対象とすることを検討する。」こととされています。

さらに「③ADR機関情報の充実」につきまして、「情報提供業務の項でも述べたとおり、各ADR機関との連携を深めていくことにより、ADR機関情報（紛争の範囲、手数料など）を充実させて、ADRによる解決が相応しい事案については、受任者、被援助者双方に積極的に周知する。」ことにより、相当程度の改善が可能であることなどが報告されております。

以上のとおり御紹介をさせていただきます。

それから、続きまして、前回の藤井委員からの御説明に際しまして、各委員から原発関連のADRに係る費用、着手金等について御質問いただいているところでございます。この点につきましても、法テラスから情報提供いただいておりますので御紹介をさせていただきます。

まず、通常のADRの実費と着手金につきましては、法テラスの業務方法書の示談交渉事件の立替基準に準じたものとされているとのことです。これによりますと、特に処理が簡易なものを除きまして、実費については2万円、着手金については6万3,000円から10万5,000円とされているとのことでございます。

これに対しまして、原発関連のADRの実費と着手金については、業務方法書により、その立替基準は通常のADRよりも減額されたものになっているとのことです。具体的には、実費については2万円ですが、着手金については4万2,000円から10万5,000円と定められておりまして、被災者の負担を軽減するため減額したものとのことでございます。

さらに、業務方法書におきましては、「事件の性質や難易度、同一事件について被援助者が多数となる等の事情を考慮し、減額することができる」との定めもあり、これを受けまして、法テラスにおきましては、事務連絡によりまして、その立替基準について更に減額をし、実費につきましては1万円、着手金については3万6,750円としているとのことです。

また、この事務連絡におきましては、「受任者の意向を踏まえ、更なる減額の決定」を推奨するとしているとのことでして、これを受けまして実務の運用では更に減額をしているとのことです。最も申込みの多い東京弁護士会の基準におきましては、実費を1万円、着手金を2万円としているとのことであり、他の弁護士会につきましてもこの程度の金額となることが多いということでございます。

以上のとおりでございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして何か御発言ございましたらお願いいたします。どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 原発ADR、それから一般ADRについてはちょっと聞きそびれたのですが、報酬金はどうなっているのでしょうか。

○藤井委員 では、私のほうから。やはり同じ事務連絡というか運用指針というのを定めておりまして、報酬金もかなり減額しております。具体的には給付金の2%から5%の間で報酬金を決定する、こんな定めになっております。通常ですと金銭債権の場合は3,000万以下の回収というか給付を受けた場合は大体10%ぐらいを基準にして、審査委員の判断に基づき各地方事務所の所長が決定する、審査を経て行うんですけれども、原発の関係は被災者だということもありまして2%から5%ぐらいと、こんな定めでしております。

○渡部委員 そうすると、原発ADRの報奨金は一般ADRの報奨金の10分の2から10分の5という感じですか。

○藤井委員 そうですね、5%で10分の5ですから、そんな感じですね。

○渡部委員 はい、ありがとうございました。

○伊藤座長 よろしいですか。

○渡部委員 はい。

○伊藤座長 ほかに何か御発言ございますか。

それでは、今のこと以外に、前回の会議等について何か御説明又は御発言いただくことがありますでしょうか。どうぞ、植垣委員。

○植垣委員 植垣でございます。前回の会議におけます私の報告に関して若干の追加報告をさせていただきますと思います。

まず、調停の申立費用でございますが、お手元に資料として手数料額早見表をお配りいたしております。例えば請求する額が10万円までであれば手数料は500円、100万円までであれば5,000円、500万円までであれば1万5,000円、1,000万円までであれば2万5,000円などとなっております。この早見表には請求額が1,000万円までしか記載されておりませんが、正確には民事訴訟費用等に関する法律で定められておまして、簡単に言えば訴えを提起する場合の半額程度であるということがあります。

それから、調停の平均期日回数ですが、統計を調べてみましたところ、全国の地裁、簡裁に係属しております全調停事件については1.74回、簡裁だけの調停事件では1.85回でありました。

それから、質問があった付調停事件の割合ですけれども、全国の統計は分かりませんでした。ただ、私が部総括をしております東京地裁民事第22部におきましては、概ね15%程度が申立調停で、85%が付調停事件でございました。解決率は申立調停と付調停の区別を区別した統計はありませんでしたが、全体では約75%以上が調停成立あるいは17条決定で解決しているということでした。

ちなみに、当部は建築事件の専門部ですが、建築関係の訴訟について見ましたところ、受理した事件の約半数が調停に付されて、そのうちの75%程度は調停あるいは17条決定で解決されていた、こういうことでした。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと存じます。論点の1の「エ 手続実施者等の質の向上」でございますが、これについての御議論をいただきたいと存じます。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 資料3-1を御覧ください。認証ADRの魅力を高めるためには、専門性、特殊性を明確化すること等のみならず、手続実施者を始めとする関係者の質の向上や信頼性の向上が重要な要素であると考えられます。この点に関しては、各認証ADRにおきまして研修等を実施し、あるいは利用者のアンケートをフィードバックするなどの工夫例が紹介されたところでございます。

手続実施者等の質の向上につきましては、国がこれに関わっていくべきとの意見もあり得るところではありますが、他方で各ADR機関の自主性や独立性、多様性を考慮すべきとの意見もあり得るところでございます。

これらのことから、これまで実際に複数の認証ADR機関において研修等が行われているという実情も踏まえまして、手続実施者等の質の向上につきましてどのように考えるのか

というのがここで御議論いただくテーマでございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、この論点につきまして、これまでのヒアリングの結果などを踏まえまして、ここで御意見をお願いしたいと存じます。あるいは御質問でも結構でございますけれども、どなたからでもよろしくどうぞお願い申し上げます。どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 認証、非認証含めて弁護士会の研修の実態について御報告させていただきます。

東京三会の場合は非認証でございますけれども、各会年間数回、手続実施者等の関係で研修会・研究会をやっております。そのうち各会1回は三会共通の研修会になっておりまして、各会持ち回りで研修会を行うこととなります。そのほかに各会が独自でやる研修会があります。これは主に和解仲介人、要するにあっせん人に対する研修でございます。

日弁連の段階にきますと、日弁連では毎年テーマを決めておりまして、全国仲裁センター連絡協議会という会議を毎年9月のいずれかの金曜日で行っておりまして、今年は愛媛で医療ADRについての討議を行いました。日本医師会や各地医師会の方々も呼んでいろいろ討議をさせていただきました。それで、それはあっせん人の研修でございますが、事務局の研修を日弁連レベルでやっているのが毎年2月のやはりいずれかの金曜日に半日かけて全国仲裁センター実務者懇談会という名称で、事務局の悩み事などを発表してもらって、それについて討議したり、事前にアンケートを取りながら発表するというような試みをやっております。今年度も来年2月の最終金曜日に実施する予定になっております。

そういったところが弁護士会内部の各会と日弁連の対応でございます。

○伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 この「手続実施者」の方と、「等」のほうに入る事務局スタッフは違うカテゴリだと思うのですが、日本ADR協会は後者の方々の研修をしてきております。と申しますのは、日本仲裁人協会という組織が日本ADR協会設立前から、仲裁だけではなく、調停も対象にして研修プログラムとしてお持ちでございましたので、役割分担をしている次第です。当初から手続実施者の研修はそちらにお任せをし、日本ADR協会としては事務局スタッフの研修に特化しているというわけです。

私どもは年に2回、東京で1回、大阪で1回の研修を開いております。ADR機関の多くはスタッフが非常に少ないので独自に研修を行うのはほとんど不可能な状態ですので、日本ADR協会としてまとめてやるのがいいだろうということでもあります。講師は毎年いろいろ悩んで適任者を探し、お願いしているわけですが、電話対応のコンサルティングをやってらっしゃる方とか、苦情処理について企業で経験があつて、その後独立されている方とかそういう方をお願いしております。

国がどう関わるかということですが、もちろん手取り足取りと言いますか、法律の規定を受けて政令に基準を明記して、それを強制するのはちょっと行き過ぎかなとは思いますが、しかし何らかのバックアップがあってもいいのではないかと思います。具体的には、「等」に該当する事務局スタッフの資質の向上・維持に国は努めるといった国の責務を書いた規定を置き、その具体化として、そのための事業に補助金を出すとか、国の事業として企画してその実施を公募により民間に委ねるといったことがあってもいいんじゃないかと思います。

私ども一番恐れているのはADR機関の不祥事でございます。手続実施者が利益相反行為

をするのはもちろん困りますが、事務局スタッフが相談者の方々にとっては大切な事件の処理を委ねられていながら忘れてしまうとか、不始末のためにかえって問題が大きくなるといった極端なことが起こるリスクは常に存在すると思います。そういうことが一つでもありますと、ADR制度全体の信頼を損ないますし、それはADR促進法の趣旨にも反しますので、それを未然に防ぐ趣旨から何らかの仕組みがあっただけではないかと思っております。御検討いただければと思います。

○伊藤座長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○森委員 森でございます。私どもは、金融ADR、損保協会ですので、実際に数を今こなしとておまして、さらに私ども相談とかもやっていますので、事務局の体制も大変重要でございます、そういうこともやっていると。同時に手続実施委員の先生方には件数が年間何百件とあり、もう2年半、3年たちます。そういう中で均質化とか同じような基準で判断いただくというためにも事案の研修みたいなのをやってるんですね。それを数が多いということもあって違う事案をどう処理されているんだろうということが気になるんじゃないかなというふうに思っています、そういうことをやっています。

ただ、私どものようなところはそういうことを自主的にやっただけいいのですが、規模が小さいところについてはそういう例も少ないでしょうし、今ADR協会さんがおっしゃったようなところが例えばやるとかそういうことが必要なのかなというのは私どもの観点から見ていると思います。

○伊藤座長 分かりました。ありがとうございます。

そういたしますと、大きく分けて、ADRの申請を受理し、円滑な進行を図る事務局の担当者の質の向上の問題と、手続実施者の質の向上の問題、両方についてただいま御発言があったと思います。後者につきましては特に専門的な知見を要するようなものについて、しかるべき方法で研修を実際にも行っていらっしゃるということでございました。その上で、各種のADR機関がある中で、その全体としての質の向上が図れるように国と言いますか、中立的な立場にある第三者が、過度の介入にわたらない範囲で、しかるべき助言をして必要な措置を講じていくようなことが望ましいのではないかと。皆さんの御意見を承っておりますとそんな印象を持ちましたが、いかがでしょうか。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 丹野でございます。その手続実施者等の中で特に手続実施者、いわゆる実際に仲介をなさったりあつせんをなさる先生とか委員の方たちは選任の時点で専門的知見をお持ちでしょうし、たくさん事例を扱うことによって事実上のOJTもなさるでしょう。だから、法改正が行われる度に研修等を行ってあつせん、そういう紛争解決のスキルアップとこのを図っていただくことは利用者側から見ると非常に有り難いことだと思うんです。それから、事務局のほうも規模の大小が非常にある中でもやはり一定の最低ラインをそろえるみたいなことはやっていただくのは有り難いんです。

ただ、拝見している限りで言えば、非常に多様なばらつきのある機関の中で、例えば手続実施者以外の事務局サイドの人間もこういうものを受けなきゃいけないことをすると、実際にそこのところが過負担になるんじゃないかという部分が多少心配でございます。レベルが上がることは利用者としては有り難いだけけれども、実際的に国のこれに関

わっていくべきという部分の具体は何なんだろうかというのはいまいちよく分かりませんが、その部分について何か腹案をお持ちであればお教えいただきたいし、それから、何かいいアイデアがあれば教えていただきたいなと思います。

- 伊藤座長 分かりました。鈴木さん、丹野委員の御指摘にあった、仮に国が何らかの形で関与するとしたときに、その関与の在り方、基本的な姿勢のようなものですかね、そういうものについて何か今の時点でのお考えがありましたらお願いします。
- 鈴木参事官 例えば研修会などが行われた場合に、その情報を他のADRに共有化してそれをお伝えするような形で御負担にならないような形で何らかの関与ができればなというように、今ちょっと思い付く限りですが、述べさせていただきたいと思います。
- 丹野委員 情報提供して参加を奨励するというか、そういうことならできるかもしれません。それは一つのアイデアですね。
- 伊藤座長 そうですね。丹野委員御指摘のように、当該ADR機関にとって余り大きな負担になって、かえって運営や機能を損なうというようなことではこれは本末転倒でございますので、その辺りのことは留意しながら、しかし必要な関与ができるように検討する、こんなことではいかがでしょうか。口頭で申し上げますので、不正確な点もありますけれども、大体の趣旨をそのような形で委員の御意見が一致するというのであれば、今後の取りまとめもその方向で考えさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

どうぞ、道垣内委員。

- 道垣内委員 普通のお店と違って、ADR機関の職員は、アルバイトの店員を雇ってマニュアルを教えればすぐできるわけではないはずであります。恐らく普通の人にとって、紛争は滅多に起こらないものであり、一生に一度あるかどうかでしょう。そういった非常時に、自分では扱いかねて御相談にいらっしゃる方々にどう対応するかをトレーニングする必要があると思います。そういったトレーニングを全くしていない人がADR機関の事務局スタッフをしているとすれば、実際そうでしょうが、私は大変心配です。最低限何かちゃんとした研修やトレーニングをすべきだと思います。ただ、一番厳格に言えば国家資格を与えるとかいうことになりましたが、それはちょっとあり得ないとしても、研修を受ける義務ぐらいは課す必要があるのではないのでしょうか。その負担を負えないようなら、ADR業務はやらないほうがいいのかと私は思います。
- 伊藤座長 分かりました。そうですね、その辺りのことは少し御意見が分かれ得るような問題かと思えますけれども。しかし、認証であれ非認証であれ、ADR機関として活動する以上、相当な研修が必要であるということ自体は恐らく御異論がないと思いますので、それをどういう形で具体化していくかということについては、また取りまとめの段階でお諮りをしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして認証ADRの魅力を高めるための施策、「オ 調停手続法の制定」について、これにつきまして事務局からの説明をお願いいたします。

- 鈴木参事官 資料3-2を御覧ください。ADRの手続の開始から終了に至るまでの手続ルールを体系的に法令化することにつきまして、大きく二つに分けて記載をしております。まず第1点目は、手続ルール一般の法令化に関するものでございます。この点につきましては立法当時のADR検討会でも検討され、国会審議の際の附帯決議でも言及されているところでございます。

現行制度下におきましては、ADRの開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行等については各事業者において定めた上、利用者に説明することとされているところですが、これによりまして具体的な支障が生じたなどとの報告はなく、またこの点に関する特段の御意見や御要望等もいただいていないところでございます。

この点につきましては、手続の行き詰まりを防ぐ、ADRの具体的内容を国民がイメージできるようにするというメリットが指摘されている反面、ADRの多様性を阻害するおそれがあるというデメリットも指摘されております。そこで、このようなADR法施行後の状況を踏まえまして、手続ルール一般の法令化についてどのように考えるのかというのが第1点目のテーマでございます。

次に第2点目は、ADRで開示された一定の情報につきまして、後の裁判等での利用を制限することについてどのように考えるのかということでございます。ADRにおいて和解が調わず、裁判等に移行する場合がありますが、自己に不利益な情報等についてADRであればこそ開示するということも考えられるところです。

このような場合におきまして、これらの情報が後の裁判等で相手方に利用されないようにすることを原則とすることによって、ADRにおける和解を促進すべきであるという考え方があり、現行法下におきましても、注2にございますとおり、現在把握しているところで30のADR事業者におきまして、その自主的判断により規程や規則においてそのような取扱いを可能としているようでございます。

他方、我が国の実務におきましては、調停等の手続に現れた情報を後の裁判等において利用できなくするという考え方が一般的な知見となっている実情にはないものと思われ、このような実情も踏まえまして、ADR手続で開示された一定の情報につき後の裁判等での利用を制限することの当否についてどのように考えるのかという点が第2点目のテーマでございます。

なお、参考といたしまして、3ページに2002年6月に国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定いたしました国際商事調停モデル法の条文を添付しております。このモデル法は、国際商事調停に関する法制度の世界的な調和を促進するために、各国に国内法としての採用を推奨する立法モデルとされておきまして、引用した条文につきましては先ほど御紹介した考え方に基づくものでございます。

なお、2ページの※に記載しておりますように、同モデル法及びこれが基礎としている原理に影響を受けた立法を行っている国等は現在14か国ということです。国際商事仲裁モデル法につきましては67か国（32州）ということになってございます。

以上でございます。

○伊藤座長 それでは、ただいま説明がございました事項のうちの前半部分、つまり手続ルール一般の法令化の必要と言いますか、是非と言いますか、これについてまず御議論をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、山本委員。

○山本委員 この点については今御紹介がありましたように、前回のADR検討会でも議論されたところでした。ちょうど今御指摘があったUNCITRALの国際商事調停モデル法が制定されるその前後の時期に検討会が行われていましたので、このモデル法についてどう考えるかということが議論されたと記憶しています。

ただ、やはりそのときの議論では、ここに理由として挙げられていますように、ADRの

多様性というものを考えたときに、例えば調停委員を何人にするかとか、受理した後どういふふうに進めていくかということについてこの段階でルールを作るのはどうかと。もちろんルールを作ったとしても強行法規ではありませんで、デフォルトルールですから、それと違ったのが望ましいと思えばそれぞれの機関で別のルールを作ることはできるわけですが、それにしてもやはりまだそういう共通のルール化を図るほどこのコンセンサスというものが得られているとは考えにくいのではないかということで、結局ルールは見送られたというふうに記憶をしています。

恐らく、そういう状況は現在でもそれほど変わっていないのではないかという印象を私自身は持っています、この法令化ということはそういう意味ではやはり時期尚早というか、まだちょっとあれな感じがします。

ただ、法令ということではないのですが、1点考えられることとして、各機関それぞれルールを作っているわけですが、そのルールを相互に参照し合うとか、そういうようなことというのはあり得ることなのではないかという印象を持っております。ADR協会の提言でも、ADR協会の活動において、各種機関の規則を収集して公開するといったようなことも考えられるのではないかというような意見があったというふうに指摘がされています。あるいは金融ADRの関係では、金融トラブル連絡調整協議会というADRの集まりがあるわけなんですけど、そこではモデルルールというのを作って、金融ADRについては大体こういうふうに進めていこうということで、各種の金融ADR機関、これは森委員に言っていただけでもっとあれですけども、調和を図っていこうというような試みがなされています。

ですから、そういう意味で、これはADR協会が適切かどうか分からないのですが、何らかそういうようなADR機関間でそういうようなルールを相互に参照し合う、場合によっては調整し合うといったような作業が行われていくということは望ましいのではないかと。それが行われていけば、将来的には一定のこういうデフォルトルールを法令に書くということもあるのかもしれませんが、今の段階ではそういうような作業を進めていくというのがADR全体の質の向上にとってはいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

森委員、今の何か点に関して御発言ございますか。

○森委員 現在でも、各機関において手続というかそういうものを示して、大体の流れを示すことは法定化もされていると思うんですが、そういうことでやっていますので。今おっしゃられた点はそういう流れは示しているけれども、その流れ自体を各団体が参照したほうがいいんじゃないかということだと思うんですね。金融の場合には例えば生保と損保が保険でも分かれているとか銀行さんがあるとか、いわゆる似たような業種の中でそういうものがあるということですので、同じような流れが必要なんじゃないかという場面がこの手続にかかわらずあると思いますので、そういった会合なんかもやっていますし、そういうところで参照しているというのが実態だと思います。

○伊藤座長 なるほど。ありがとうございました。

他にこの法令化に関連して御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 御参考までにですが、日本弁護士連合会には52弁護士会ありまして、そのうち、

弁護士会ADRについては、総合ADRとして32弁護士会、35センターがございます。これは専らこれから弁護士会ADRを作りたいという人向けなのですが、設置マニュアルというものを作っておりまして、その別添で今既存の全部の弁護士会ADRの各規則をCD-ROM化していて、作るときにどうぞ御参照くださいとして提供しております。そうしますと、その中のいずれかの弁護士会ADRの規則にならってすぐ作ってしまうということも可能になります。各会によってはホームページに規則を出しているところもありますから、それぞれの会のホームページで見ることは可能ですが、集約したものとしてはそういうものが日本弁護士連合会内部では配布されているので、それを他に交付することができるかどうかはちょっと議論しなければならないかもしれませんが、可能ではないかと思えます。御参考までに必要であればそれを流布するというのも可能かなという気がいたしました。

今山本委員が言われたデフォルトルールというか、そういったもののためにはそういうことも必要かなという気がいたしたところでございます。

○伊藤座長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 利用者側から見ると、一定のデフォルトルールみたいなのがあって、手続の流れがどこへ行っても大体同じようだったらそれは便利だろうなというのが底にあるんです。あるんですけども、山本先生おっしゃったように、現状の中ではそういうふうに縛ることが逆にADRの利用促進のほうにうまく機能しないんじゃないかという部分があるので、そういう意味では今はまだそこはちょっと早いんじゃないかと思っております。

○伊藤座長 はい、分かりました。

そういたしますと、この法令化につきましては附帯決議にもございますし、また手続を標準化するという意味での利点はあるわけでございますけれども、他方、そういうことが直ちに望まれているかという点と必ずしもそうも言えないし、場合によってはかえって各ADR機関の自主性を妨げるようなおそれがないわけでもない。他方、現在行われているADR機関につきましては標準化ではないけれども、ある程度手続の進め方が共有されているし、また今後も更に情報交換を通じて情報を共有して改めるべきものは改めるということが望まれるので、そういう形で現段階ではこの場の意見として取りまとめるということによろしゅうございますか。

どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 大体ADR機関は各機関ごとにそれぞれ内規のようなルール化をしている。先ほど弁護士会の御紹介ありましたが、国のほうで、法務省のほうで、認証を取ったときにどういう内規を定めているかという情報が集約されていて、その情報が例えばあそこの機関はどんなやり方やってるんですかというふうに問合せがあったときにそれを公開するというか、お知らせするというようなことは可能なのでしょうか。

○伊藤座長 どうぞ。

○徳井部付 法務省のほうで問合せにお答えして規則をお見せするということはしていませんが、公開されているようなものについて、そちらを御覧くださいという形で御紹介しております。

○藤井委員 なぜ質問したかという点、やはり各機関がヒアリングでも、この問題だけではな

いのですけれども、様々な工夫をしているんですね。例えば典型的には前回議論になった執行力の確保をどうしているのか。例えば愛知県の場合には即決和解、これはいいとしても、家裁と協議しながら即日調停というような工夫をしたり、あるいは和解的な仲裁判断をしたりとか様々な工夫をしているので、こういうルールに関しましても各機関が向こうはどんなやり方をやっているのかというのが割とすぐ分かるようなシステムがあれば結構参考になるのではないかなど、こんな気がしましたので質問しました。

○伊藤座長 分かりました。どういう場を通じてということは検討しなければならないかと思いますが、各機関の了解を踏まえた上で情報の共有を図っていくことについては恐らく御異論がないところかと思しますので、この場でもそういう形での取りまとめをさせていただきたいと思います。

それから、2番目の問題、つまりADRの場に提出された情報を裁判において利用することを制限するかどうかと、この問題についてはいかがでしょうか。どうぞ、山本委員。

○山本委員 この点も前回の検討会で議論されたと言いますか、この調停の手続ルールを規定する中の一番の恐らくポイントがこの情報の取扱いの問題であったというふうに思います。先ほど御紹介のUNCITRALのモデル調停法にもそういう規定はありますし、最近できたEU指令においてもこの点についての一定の規律が存在するというふうに承知しています。

その前の検討会の議論では、この点はやはりかなりデフォルトルールとしてこういうものがあつたほうがいいんじゃないかという意見が強くあつたわけですが、最終的には先ほどと同じようなことですが、まだそのデフォルトルール化をするにしても、そこまで熟していないんじゃないかと、必ずしもこういう情報開示しないということが一般的な認識として存在しているわけではないという御意見もあつて、結局そのルール化は見送られたということであつたように思います。

恐らくこの国会の附帯決議も私の理解する限りでは合意が得られない場合の適用原則というのを衆参ともに言われていて、これは恐らくこのことを言ってる。つまり和解が最終的にできなかった場合にその情報についてどのような取扱いをするかという適用の原則を定めるということについて御指摘があるんじゃないかというふうに承知しておりまして、この点は依然として重要な問題であることは確かなのですけれども、そのときの議論では証拠制限契約などという言葉も使われましたけれども、基本的には最終的には当事者間の合意の問題であつて、そしてそれをADR機関がどう考えるかというのはそのADR機関のルールの規則の中でそれを定めるということで、その規則の制定の状況などを見ながら将来的にはまた考えるということになつたのではないかというふうに思います。

その事務局のこの資料の注2のところを見ると、30の事業者がこの種の規定を設けているということですが、全体から見ると恐らく必ずしも圧倒的多数というところまではまだ至っていないように見受けられて、そういう意味ではまだデフォルトルールとするにはどうかという見方はまだあり得るかなというふうに思います。

ただ、私のやや懸念は、この30事業者と言いますが、残りの事業者は意図的にこのルールを採用していないのかどうかということです。先ほど私の指摘とも関係するのですが、問題点に気付かないでこのルールを入れていないような事業者というのもあるいはありはしないか。こういう規定があるんだよと言われれば、それならうちの機関もそのほうが

望ましいと思われるところもあるいはあるのかなという印象を持っていて、そういう意味ではまずは先ほどの情報交換というか、啓蒙活動というところであれですけども、こういうような考え方についてそれぞれのADR機関はどうお考えになるのかということで、それぞれそれぞれのADR機関がこういうルールを採用していくところが非常に増えていって圧倒的になってくれば、それはデフォルトルールとしてこういうのを規律するというのも考えられるのかなという、取りあえずはまだそういう段階かなというのが私の印象です。

○伊藤座長 分かりました。

どうぞ、渡部委員、お願いします。

○渡部委員 この件はなかなか難しゅうございまして、なぜADRに来るかの動機の問題もあります。ADRの場に提出された情報を裁判において利用することを制限するか否かについては、非公開の原則もありますし、秘密の関係もあります、ADRに来ることさえ秘密にすべきだという考え方もあるところでもあります。要するに例えば大手企業間の争いがあるときに、それが訴訟になると公開の法廷でやるわけですが、それがADRに来るとそれは知られない。そこで、信用できる調停人に解決してもらえとかあっせん人に解決してもらえる利益がある。そういう利益があると同時にかなり逆に、そこでかなりの心証を取れるような、証拠調べ手続に類似したようなこと、尋問手続に類似したようなことまでやってしまって、ある程度判断の結論めいたものも出せるような事態にあったときに、調停が不調になった場合、ある例ですけども、ある高名な調停人、お亡くなりになったのでいいのかもしれませんが、全部証拠調べ手続みたいなものをしてしまって不調になったときに、それを裁判になっている場合に、調停人の意見だと言って意見書を書いて、こういう心証であるというような、こういう解決がいいというようなことまで書いて意見書を作成し、当事者の一方がそれを裁判所に提出してしまいました。そうしましたら、裁判所のほうは、その裁判官の方は後でそのとおり判決したよと言われていましたので、それがいいことなのかどうかというのは私もよく分からないところですが、確かに結果としてはその事案では、その結論がきっと妥当だったと思うのです。しかしそれが一般化されるとADRが非公開という本質からかけ離れるかなと思います。しかもあっせん人が全部意見書まで出して、裁判官がそのまま判決してしまうような形というのは、事案の解決としてはよかったかもしれないけれども、一般化はできないのですが、そういう経験もある弁護士会ADRにとって、今言った山本先生のようにADRの場に提出された情報を裁判に全く利用しないというような形は採りにくいかなと思います。

ただ、一般的なことを言えばそれは非公開で、秘密なので、やはりそこは節度を守ってやらざるを得ないのかなと思います。それは、利用者の信頼にも関わることなので、そういうふうを考えている人は多いだろうということしか言えないところでございます。

○伊藤座長 分かりました。

どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 今回の渡部先生と同じ意見です。ただ論点としては手続実施者の守秘義務以外に、当事者が訴訟等でどこまでADRの中での話をしてよいかという問題も重要だと思います。この点は、別の紙の論点3のウになっています。山本委員がおっしゃったように、30という数の理解の仕方も問題だと思います。モデル規則のようなものを日本ADR協会が作ってもいいのではないかと思います。問題点はちゃんと指摘し、対処の仕方は各ADR機

関の規則の中できちんと書いておくのが望ましいということが伝わればそれでいいのではないかと思います。

○伊藤座長 どうぞ、林委員。

○林委員 やはりこういう歩み寄りの場でした発言とかが後々裁判でいろいろ証拠として使われるという懸念は確かにあると思いますので、何かしら手当が望ましいという点は皆さんと一緒にです。

それで、ちょっと私お伺いしたかったのが、通常の民事調停においても特にそういった発言等を裁判で後に利用することを特に禁じているということにはなっていないと理解しているんですが、特に植垣先生にお伺いしたいのですが、後に調停が不調になって裁判になったときに、調停の場でこんなこと言ったじゃないかというようなやり取りがなされることって実際にございますでしょうか。その場合の裁判官の判断というのは、それは調停は調停なんだからということで、そういった証拠を余り重視しないというかそういった実務になっていらっしゃるのでしょうか。恐らく、入れるのは時期尚早ということの理由の中には、民事調停でも入れていない制度をここだけに入れるのかということもあるのかなと思っていましたので、民事調停の場合はどうなのかということもちょっと伺っておきたいなと思いました。

○伊藤座長 植垣委員、何か。

○植垣委員 今の御質問は、訴訟すなわち和解の場での問題なのか、調停の場での問題なのか、判然としませんけれども。訴訟の場ということでありましたら、株の取引を巡ってトラブルになった事件がよくあります。そういう事件では事前にADRで話し合いがされたということを知ることがあります。ただ、判決をする場合には、話し合いがあったことは何も気にしませんですね。きちんと証拠調べをして裁判官として判断いたします。先ほど渡部先生がおっしゃられた他人の判断をそのまま使うというのはまあ普通は考えられないものですからちょっとびっくりしましたが。

ただ、調停となりますとちょっと話が違う気がしております。今現実に私、調停事件を担当している裁判官という立場でちょっと意見を言わせていただきますと。まず、ここの提言の中に後続する裁判等において利用されることがないようにする手だてとございますね。この裁判等の中に調停が入るということでもありますと問題があると思います。と申しますのは、裁判所で行うADR、いわゆる裁判所付設型ADRと言われてはいますが、そういう制度というのは諸外国でも存在しております。しかし、我が国の調停制度は訴訟提起をすることなく調停だけを申し立てることができるという、余り例のない制度と言われております。そして、我が国の調停制度が短期間に解決率が非常に高いという評価を得ておりますけれども、その解決のためには調停委員会が一定の事実認定をして、そして解決案を策定して、そして当事者を説得、調整に当たる、そのことが大変重要であるというように認識しております。

そうしますと、解決案を早期に策定するためには、第1回の期日前に当事者間の従前の交渉の経緯などを聴き取りまして、早期に争点を把握すること、これが非常に重要なのです。そして難しい争点であることが予想された場合には、裁判官が第1回目から立ち会うことがよいのではないかと、あるいはどういう証拠があるだろうか、その証拠の提出を促すことが妥当ではないだろうかなどと事前に調停委員会で評議をし、検討するのです。です

から、事前の準備が非常に重要なんですね。そういう事前準備をしているからこそ高い成立率が実現されているのでありますし、まだまだ今後も成立率を高める努力をしようと思っているところなのです。

そういう実情の下で、従前の交渉経緯はどうだったんでしょうかと聴いたら、いえ、それは話せませんと言われますと、えっということになります。裁判所が質問しても答えられないようなルールを設けられるのは、困るというのが正直なところですよ。

ただ、今すぐにルール化するわけではないとお聞きしておりますので、余りとやかく言う必要はないのかもしれませんが、いずれルール化するという話が現実化した場合には、こういう裁判所の調停の現場というものを御理解いただいて検討していただきたいと思っております。

○伊藤座長 林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。最初の後の裁判のほうなのですが、前の調停でこういうことがありましたというその内容として、相手がこういうことを言った、ここまで折れたとか、そんなような話が出ることもあるんでしょうか。

○植垣委員 はい、それはあります。しかし、裁判所は事実認定に関することは片方から聴いて聴きっぱなしにしません。必ず相手に反論の機会を必ず与えますから、片方の言い分だけで判断することはありませんし、いずれにしても、判決をするときはきちんと証拠に基づいて事実認定をするという姿勢は全く崩しておりませんので。従前の経緯を聴いたから、それで判決の結論が変わるということはほとんどない。まずないと思います。

○林委員 安心はしましたが、やはりなかなかそういうきちんと判断してくださる裁判官ばかりであればよいのですけれども、どうしても不安感というか、失礼な言い方になってすみませんが、漠然とした不安感はどうしても残るのかなという懸念はあるかなと思います。

○伊藤座長 分かりました。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 今の林委員の御指摘は、ユーザーの立場からすれば、私はそれは本当にそのとおりなんだろうというふうに思います。取り分け、こういう国際調停のモデル法でこういうふうに規定されているように、やはり国際的に見ればある意味ではそれが常識になっているような部分があるということは私否定できないところだろうというふうに思っていました。植垣委員の御懸念も大変よく分かる。

私の理解では、こういう規律というのは基本的には調停、メディエーションと裁定型の手続ですよ、仲裁裁判、モデル法ではその他の同様の手続というふうには書いていますけれども、同様の手続というのは恐らくそういう裁定型の手続を念頭に置いているように思っています、調停という場合は必ずしもこのルールの一般的には外の問題かなというような印象は持っております。取りあえず補足として。

○伊藤座長 ただいまの御意見を伺っておりますと、UNCITRALのモデル法にありますような考え方にも相当の理由があるし、また現に我が国におきまして30事業者の数を多いとみるかどうかということはあると思いますが、いずれにしても相当数の事業者がそういう考え方に沿った運営をしているということは事実であろうかと思っております。ただ他方、それを何らかの形で法定のものとするということにはまだ時期が早いという認識がこの場でも多かったように思います。かといって、それについて何もしないのがいいのかということ

ではなくて、それについては情報交換を促した上で、しかるべき場があればそこでモデルルールのようなものを作って、それを採用するかどうかは各事業者の判断に委ねる、その辺りが現状で望まれるところかということの皆様方の御意見から大きくずれてないと理解してよろしいでしょうか。

はい、それではそのようにさせていただきます。

引き続きまして、認証ADRを利用しやすくするための施策のうちの「ウ 時効中断効」についての説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、資料4を御参照ください。また、資料4の3ページ以下に参照条文がございますので、適宜御参照ください。

現行のADR法の第25条第1項は、一定の理由でADRが打切り終了となった場合において1か月以内に裁判所に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、ADRにおける請求の時に訴えの提起があったものとみなす、すなわち、請求時を基準として時効中断効が生じるものとしているところでございます。

このように、請求があったというためには、これに係る権利が特定している必要があることから、例えば、申立段階で請求権の内容が特定していない場合には、その段階では時効中断効が認められないという場合も考えられます。ヒアリングにおきましても、請求の特定の判断が難しく、時効中断の特例の適用要件が分かりにくい、時効中断効を得るために主張書面を書留郵便に付しており、通信費がかさんでいるなどの御意見や御指摘がされたところでございます。

そこで、認証ADRや利用者が時効の点を気にすることなく安心して手続に関わることができるようにするため、時効中断効の基準時を裁判所の調停と同様に申立時としてはどうかという御意見も考えられるところでございます。

他方、時効中断効の基準時を申立時とする裁判所の調停につきましては、当事者が申立ての趣旨のほか、紛争の要点や申立ての理由を記載した申立書を裁判所に提出する必要があります。これによりある程度請求の内容が特定される仕組みになっております。これに対しまして、ADRにおきましては、申立時に請求の内容を特定することは法令上要求されておらず、請求内容の特定につきましては各ADR事業者が定めることが可能となっていることから、ADRの申立時に時効中断効を生じさせるほどの権利の特定の制度的に担保されているかという問題がございます。

注1にございますとおり、ADR法の立法時に基準時を請求の時としたのも、このような事情を背景にしたものでございます。

そこで、このような制度的な違いも踏まえまして、この点についてどのように考えるのかということがここで御議論いただくテーマでございます。

以上です。

○伊藤座長 これもかねてから議論がある点でございますけれども、申立ての時とすることについて、一方でADR手続への信頼を確保する上で重要だという議論。他方で、そのことが實際上、申立ての内容としての請求の特定の問題などを生じて、かえってADRの利用についてマイナスの効果を生じるのではないかと、こんな御意見もございましたが、改めて皆様方の御意見を伺いたいと存じます。

どうぞ、渡部委員、お願いします。

○渡部委員 植垣先生に御質問なのですが、裁判所の調停の場合、「相当の調停を求める」というようなものでは受け付けないのですか。

○伊藤座長 どうぞ、植垣委員。

○植垣委員 申立ては、申立ての趣旨と紛争の要点を明らかにしてもらうことになっております。訴訟の場合の、請求の趣旨と請求原因に相当するものですね、紛争の要点が分かるようにすることが求められておりますから、それによって時効中断効の及ぶ権利の範囲などが分かるシステムになっています。

○渡部委員 申立ての趣旨自身は「相当の調停」、それはいいのですか。

○植垣委員 はい。申立ての趣旨自体は。

○渡部委員 いいのですか。原因の中で権利が特定していればよいということなのですね。はい、ありがとうございます。

○伊藤座長 いかがでしょうか。どうぞ、山本委員。

○山本委員 私、この申立時とすることは考えられないかという、これは前の検討会のときからそういうふうに思っていたところがあります。ここに書かれてある理由に加えて、やはりADR機関としては請求時ということになるとすると、申立時から請求がなされるまでの間にある程度タイムラグがあり得て、その間に時効が完成してしまうのではないかと、これを常に懸念せざるを得ないと思うんですね。そうすると、それは自己責任と言えば自己責任なんですけれども、やはりADR機関に申し立てれば、認証機関に申し立てれば時効が中断すると普通の人が思っているとすると、その間にやはり時効が完成してましたということになると、機関としては一種の責任問題にならざるを得ないような感じがしまして。そうすると、慎重な機関はどうしてもその申立ての時点で請求が特定されるように申立人に働き掛けるということになって、それがADRの法化というか法律化というか、どうしても法律的な請求権をどうということなんですかということをお聞きするを得ないことになっていって、申立書をそういうふうに作らせるということになるのではないかと。事実そういう懸念を指摘される機関の方の話も聞いたこともあります。ですから、それが果たしてADRというものを健全に育てていく上で望ましいものなのかなという懸念はかねて持っています。

この最後に書かれてあることは誠にもっともなことなんですけれども、考え方としてはもしあれするとすれば、こういう申立ての時点でこういう一定の先ほど植垣委員が言われた程度の特定を申立人に求めるというルールを書いている認証機関、そういう形で認証したところについてはその申立ての時に時効の中断効を認めると。それをやらないところは請求の時ということで仕方がないと思うんですけれども。そういうような形で分けるということも制度的にはあり得るのではないかなというふうに思っております。何かそういう工夫ができないかなということをおっしゃっている次第です。

○伊藤座長 なるほど。はい、どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 今、植垣先生と山本先生が言われたところでこの問題の論点は尽きていると思うのです。要するに受付で、請求権が特定しているのか、厳格に審査しなければならない義務が生じる可能性があって、結局それをしなかったために時効の中断の効果がなくなってしまってADR機関の責任を問われるということはないのかと懸念が生ずることがあるわけですね。ただ、山本先生が言うように、しっかり規則に書いているからといって実際に

申立書に請求権を特定して書かれるかどうかは分からないので、そのリスクはやはりあるのだらうと思うのです。

弁護士会の場合は本当に緩やかに「相当な和解を求める」でも何でも受け付けちゃう。大体、法的請求かなと思えるようなことまで受け付けるわけですから、とにかく何でも受け付けてしまうのですね。そういうところで今言ったようなリスクを考えると、申立時に時効中断するというのは、余り望ましくないのかもしれませんが。ただ今山本先生が言われたように、規則を書いて、そのリスクも負った上で時効中断効を認めることが、認証ADRとして魅力であるというのであれば、やはり、申立書が書留で届かないこともあるのですから、申立時に時効中断するという制度設計もあり得るのかなと思っているところです。これは時効完成前1か月前に申し立てるような場合、例えば、商人の商品売買代金債権（民法第173条第1号）などはそういうことがあり得るわけで、そういう場合に、請求時に時効中断するということになる、申立人が、書留郵便が届かないリスクを考えて、ADRへの申立てをやめて、裁判所に申し立てようという選択をされるのもどうかという気がしますから、申立時に時効中断するという立法があってもいいような気がいたします。

それに加えて、簡易裁判所の調停申立てだと本人申立てが多いので、植垣先生が言われたようなふうに理由もちゃんと整っているかどうか分からないようなものまで受け付けて、調停委員のところへ回ってきますから、そこは裁判所の調停だから民間のADRだからといって変わるところはないかなという気がしますので、そこは割り切って申立時点で何らかの法的効果でも付与してもいいのかなという気はしております。

○伊藤座長 分かりました。どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 分からないので質問をさせていただくんですが、今、請求の時になっている、その請求の時というのは今先生たちがおっしゃっているようにどちらかというふうとした、法的にちっとも整理されていない申立てが来たときに、事務局が申立人にこれどうなんですかと聴いて、一生懸命やり取りして、ようやくちゃんとして受理をして、それを相手方に通知をして、それで請求の時というふうになるんですね。そういう意味でその請求の時は法的に整理をされているということなんですかね。

○渡部委員 そういうことです。

○丹野委員 そうすると、要はやり取りをして、おっしゃっていることがいまいよく分からないのでもう少し教えてくださいという感じでやり取りをして、受理をしたという段階からスタートするほうが、ユーザー側としては分かりやすいんです。いつ請求書を相手方の住所を調べて、どこにいるんだか分からない人に対して送りましたというよりは、ようやく受理をもらったその申立てが成立した段階からスタートするというほうが、ブラックボックスの中に入らなくて非常に分かりやすいと思うんですね。

だから、その部分で縛りをかけると、ふわっとした請求ができないじゃないかという話になるのかもしれないけれども、結局請求の時に法的な整理をすれば同じことなのではないのかなという気がするんですけど、そこはいかがなんでしょうか。すみません、全く分からないで言ってるんですけども。

○伊藤座長 どうぞ、山本委員。

○山本委員 おっしゃることはよく分かるんですけども、ただ最初の時点ではかなりふわっとして、相手方とのやり取りの中でかなり問題が煮詰まっていて、大体こういう問

題だなど。これを法的に整理するとかいうことになるのかなということが徐々に分かっていく紛争というのもあると思うんですね。必ずしも法的な整理みたいなことをせずに、お互いのやり取りの中で妥協点を見出していくような話合いの仲介の仕方というのもあると思うんですね。

その時効中断効を得ようとする、最終的には確かに請求が法的に特定していないとそれは中断のしようがないというのはそのとおりなんですけれども、でもそれが最初の時点でそれをやらなきゃいけないと、その受理の時点でそれをやらなきゃいけないというのは、ADR機関にとっても負担になるし、必ずしもそれが必要でないようなADRのやり方とかもある。ですから、それを軒並み請求の時とすることによって、最初の段階でそれをやらざるを得ないというところに追い込んでしまっている部分があるのではないかというのが、今の提示されている懸念かなと思うんですけれども。

○丹野委員 今の例で、やり取りをしている間によく法的に整理ができるんじゃないか、若しくは法的に整理が最終までできないのかもしれないけれども、そういうこともあり得ると。そうすると、今の法律の中で言ってる請求の時を基準としての請求の時は今のやり取りの中ではいつの時点になるのですか。

○渡部委員 到達した時点です。

○丹野委員 相手に到達したときですよ。

○渡部委員 だからその法的な整理がなされているかどうか問題なのです。

○丹野委員 やっと法的な整理が相手と話をしようやく分かりましたと、それでじゃあ相手にまた書留でバンと文書を送りますと、そのときに初めて時効中断が始まると。

○山本委員 ええ。

○丹野委員 そういうものなんですか。なかなか一般人には分かりにくいですね。

○渡部委員 そのとおりです。この論点はその前提で書かれているのです。

○丹野委員 ああ。

○伊藤座長 どうぞ。

○植垣委員 この問題は相手方のことも考えなくちゃいけませんね。申立人のほうに時効中断効を早く与えるとそれでみんなハッピーねというわけじゃなくて、相手方にとっては最悪のことになってしまう可能性ありますので、両方の利害の調和が必要なんですよね。ですから、時効が中断される債権などの範囲がある程度明らかになることと、中断される時期が後でごまかされない、恣意的に動かされないようにする、この2点が大変重要なこととなります。この2点が確保できるんだったら、申立ての時でもいいのかもしれないんですけれども。

いずれにしても後で訴訟の場で時効が中断した、いや、中断してないということが争点になり、その判断に客観的な資料がないということになると大変なことになってしまいますから、裁判官の立場から言うと、ここはきちっと明確にしておいていただきたいという気持ちであります。

○伊藤座長 分かりました。

皆さん方の御意見を伺っておりますと、先ほど山本委員が一つの例としておっしゃったような形での申立てがあつて、その時点では時効が中断しない。その後、だんだん整理をして、請求の内容がはっきりして、それが相手方に送られて初めて中断することになると、

特に申立てをする側からすると意外な時効が完成してしまう事態が発生するおそれがある、それがADRに対する信頼に関係をしてくる。こういう意味では申立てとともに時効が中断するという考え方を採ることに相当の理由がある、こういう御意見が比較的多かったように思います。他方、そういう形で断定的に結論を出すことについては慎重な検討が必要だという御指摘もございましたので、ここは申立時とする、あるいは申立時とすることを選択できるという御意見が有力だったということ踏まえて、もう少し検討して取りまとめの段階でどういう考え方が最もこの検討会の意見として適切なのかを御相談することにいたしましょう。

よろしければ次にまいりまして、「論点3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他」のうちの「ア 関係機関との連携等」でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 資料5-1を御覧ください。認証ADRの更なる発展・拡充を図るため、日本ADR協会を初めとする業界団体や学会、相談機関等を含む関連団体、関係省庁、地方公共団体等、さらには各事業者相互間の連携が重要であると考えられます。

このような連携の在り方の一つとしては、ADRに関する様々な情報共有や研修、実務上の協力関係等を含むテーマを取り扱う協議会の開催等も考えられますが、その枠組みや取組等についてどのようなものが考えられるのかというのが、ここで御議論いただきたいテーマでございます。

以上です。

○伊藤座長 それでは、その点に関して御意見を承りたいと思いますが。道垣内委員、まず協会の立場としてただいまの点について何か発言ございましたらお願いいたします。

○道垣内委員 日本ADR協会は任意の団体ですので、認証ADR機関を中心にその他の一部のADR機関が入っているだけです。ここでおっしゃっている「協議会」というものについては、誰が主催者でどこから誰を集めるのか、ちょっとイメージが分からないんですけども、そういうのがあればもちろん結構かと思えます。ちょっとその辺もう少し説明いただけますか。

○伊藤座長 分かりました。協議会については、現段階ではややイメージ的なことになるかもしれませんが、事務局からその点について発言があればお願いします。

○鈴木参事官 どういった対応が望ましいのかという点も含めまして御議論をいただければと考えているところで、特に具体的なところは考えているところではございません。

○伊藤座長 例えば法務省が何らかの会議の開催を促すとか、開催のきっかけを作るとか、そういうことも想定されているんですね。

どうぞ、山本委員。

○山本委員 一つの例としてですね、一部の分野について行われていることとして、先ほどもちょっと触れましたけれども、金融分野については金融トラブル連絡調整協議会というのがこれもう10年以上やっている協議会がございます。これはどこが主催かというのは必ずしもよく分からないんですが、金融庁が事務局をやっており、金融庁が所在する建物の中で開催されております。参加しているのは、これ森委員がお詳しいんですが、金融ADRの機関、それから利用者の代表の方々、それからここにある相談機関、法テラス等あるいは国民生活センター等も来られていますし、それから関係省庁の方々も来られていると、そういうような形の組織がございます。

医療関係についても厚生労働省で同様に医療ADR機関連絡調整会議というものが設けられておりまして、これも医療のADR機関、それから医師会、患者側の代表の方々というような方々が来られてこのような情報共有等のその他協議をされていると、一応今私が承知している限りではそういうようなものがあるようです。

○伊藤座長 分かりました。ありがとうございます。

関係省庁が集まりの発端に協力する形での協議会なども現に存在するようでございますけれども。ただいまの点について何か御発言ございますか。

どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 人を集めて議論をし、情報交換するという仕組みを動かすのは相当のエネルギーが必要です。しかも、一定の権威とか信用がないところがその種の企画をしようとすると、充実した中身で勝負しなければなりません。日本ADR協会は、シンポジウムをする機会に、ADR機関の懇談会、情報交換会のようなことをやっているわけですけども、その企画運営は、日本ADR協会の中に設置した調査企画委員会という若手の弁護士さんや研究者の方々を中心にした組織にお願いしています。その方々がほぼ手弁当でやっていただいているのが現状でして、これが長続きする仕組みであるとは到底思えません。ですから、更に大きな企画をするとすれば、やはり誰がやるのかが相当大切なことではないかと思います。日本ADR協会が何らかの支援もなくできるかと言われても、なかなか難しいかなと思います。

○伊藤座長 そうですね。

どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 地方自治体等との連携ということで、法テラスの御紹介をさせていただきますけれども。

法テラスは総合法律支援法という法律に基づいて設立されておりますけれども、その法律の中で関係機関との連携を強化しようと、これも本来の役割とか業務として位置付けられております。したがって、法テラスのほうは各50の地方事務所があるわけですが、それぞれが自治体あるいは福祉の現場の方、さらには社協とか関係機関と、数十の関係機関になるかと思っておりますけれども、各地で年1回、協議会というのを開催しております。これは法律で義務付けられている業務ということになりますので、毎年1回以上やるんだというふうに内部では定めており、実施しています。

どういう効果があるのかということなのですが、それによって例えば福祉の現場の方あるいは老人、高齢者を担当する部署の方々、いろいろな問題を具体的に抱えるんですね、相談を受けるんです。例えばかなり田舎のほうなんですけれども、どうも裁判所から書類が来たり裁判が行われているけれども、本人分からないんです。欠席すれば当然判決が出る。あるいはいろいろなものを買っちゃってどうもだまされてるのではないかという現場に立ち会うだけけれども、それを法律家につなげられないという問題が各地であります。法テラスにはスタッフ弁護士という人たちが二百数十名全国にいますので、そういう方々とかかなり連携が強化されていて、言わば潜在化した事件が顕在化されて解決に至る。あるいは成年後見人が本当は必要なんだけれども、なかなか手続ができないとか、様々な問題が各地に眠っていて、それが自治体とか福祉の方々との連携をすることによって言わば眠っていた事件が起こされて解決につながる、こういう効果があるんだなと思います。

今、法テラスのほうではそれを司法ソーシャルワークという位置付けをして、さらに全国でこれを広げていこうと、こんな議論をしているところなんです。

ADR機関等主催するのがどこかという一つ問題がありますけれども、連携を強化することによってADR機関における専門的な知見を利用した簡易、迅速な解決にふさわしい事案というのは眠ってると思うんですね。あるいは裁判所まで書類書いて申立てはするほどでもないんだけど、でもやはりこういうのをうまく解決しないかなとか、うまく解決してほしいという事件が必ずあるので、こういう連携を強化することによって言わば潜在化した事件が顕在化され、ADRに対するじゃあちょっと申立てしてみようかという利用促進につながるのかな。そういう効果があるんじゃないかなと思います。

先ほども御指摘いただいた誰が主催するか、これお金も多少かかるものですから誰が主催するのか、その費用をどうするのかというのが問題になるのかなというふうに思います。

○伊藤座長 ありがとうございます。

関係機関との連携等といったときに、ADRの事業者相互間の連携、情報共有もあります。それが同時に、ただいま藤井委員から法テラスの取組の御紹介ございましたけれども、地方公共団体であるとか、あるいは各種の関連機関との連携等によってADRが果たす役割をより活性化すると言いますか、そういうこともあると思いますので、そういうものを誰が責任を持ってどういう形で進めていくかということについてはこの場ですぐ結論が出るような性質の話ではないかと思いますが、事業者相互間と並んで関係機関との連携、情報交換等を積極的に考えるべきだということに関しては恐らく御異論がないように思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 わざわざここに「平成22年9月に一般財団法人日本ADR協会」と書かれているので、事務局はADR協会がもっと盛んにやってくれればいいかなと思ってるのじゃないかな。私も頼まれて道垣内先生が大変だから協力してやってくれよと言われて、協力することになりました。それはできるだけ協力はしてるのですが、道垣内先生もそうでしょうけれど、正直しんどいと思います。ですから、法務省もお金は出せないかもしれないけれども、これまで以上の協力を何かしてくれないと、道垣内先生が苦勞されているところを見てるものですから、その運営がかなり難しいのかなと思っています。そういったところが、私の意見です。

○伊藤座長 どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 法律事項になるかどうか分かりませんが、「ADRの日」みたいなのを国として設定していただいて、その日には法務省を挙げて何かやっていただくということもあり得るかと思います。ADR関係の学会もその日に開けばいいし、あるいはその週末でもいいですけども、何かそういう目に見える国の支援をしていただかないと、ADRはこのままではちょっともたない感じがするものですから。

○伊藤座長 分かりました。

皆さんの御意見を伺いまして、より連携等を強化する方向での検討が望まれるということかと思えます。それを御発言があったような形でどの程度はつきり表現するかということ、また、取りまとめの段階で御相談させていただきたいと思いますが、大方の方向に関してはよろしいでしょうか。

それでは、先へまいりまして、論点3のうちの「イ 財政基盤の充実」について事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 資料5-2を御覧ください。本検討会におきましても人材確保や永続的組織運営の観点から、財政基盤の充実が必要である旨の指摘がされているところでございます。各事業者におきましても、様々な工夫や努力をされているものの、ADR事業単体での安定した収支を確保するのは困難であるとの指摘を受けております。ヒアリングにおきましても、事業者におけるADR事業の位置付けは母体となる組織のPRや業界の信頼向上、社会貢献なども含めて様々であることが明らかとなっているところですが、いずれにせよ財政基盤の充実・強化は各事業者に重要な関心事項となっております。ヒアリングやADR協会のアンケート結果にも見られますとおり、何らかの財政援助を希望する事業者も多くおられるところですが、財政基盤の充実・強化の在り方の検討に当たっては、これを正当化する根拠や実現可能性等の観点も必要不可欠と言わざるを得ないところでございます。

そこで、これらの事情に加え、当該事業者の属性や実施状況等も踏まえつつ、何らかの方策を採ることの可否も含めてどのように考えるかということがここで御議論いただくテーマでございます。

○伊藤座長 それでは、この点につきまして御意見等をお願いしたいと存じます。どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 私は、繰り返し申し上げているので恐縮なのですが、今日いただいた裁判所の事務費用を見ますと、著しく安く、当然のことながら中身もしっかりされていると思います。こういう公的サービスが提供されいながら、民間ADRの利用を促進しようと5年ちょっと前にお考えになったわけですが、なぜ民間ADRが成り立つとお考えになったのか、そこをまず教えていただきたいと思います。そのときに財政基盤のことはお考えにならなかったのかどうか、そこが私には分かりません。裁判所のいい制度がありながら、なおそこには隙間があるとしても、あの法律だけで民間ADRが運営できると思われた理由が分からない。

○伊藤座長 なるほど。山本委員、ちょっと関連することなので、道垣内委員が先ほど御指摘のように、植垣委員から出していただいた手数料額早見表を見ますと、調停の申立てについての手数料は相対的に見ると非常に安いと、こういう現実が一方にありながら調停以外のADRが財政的に成り立つのか、その当時、ADRと調停との関係に関して考えられたのか、もし何かその時点での記憶がございましたら。山本委員にこんなことをお願いするのは申し訳ないんですけども。

○山本委員 いえ、それは誠にごもっともな御疑問で、恐らく一つはやはり専門的知見の活用ということを非常に強く言われていて、ADR、やはり専門的な分野においてこの民間のADRというのをできるだけ活用していくということだと。その調停というのは基本的には何でも屋さんみたいな感じで認識をしていて、そこにある程度のすみ分けが成立し得るのではなからうかという感覚はあったと思うんですけど。その後しかし裁判所の調停、非常に専門調停というものに力を入れられてきているという部分があって、特に植垣委員はちょうど建築分野とかそういうところではそういうことになっていて、そうすると確かに競争力がないのではないかとということが非常に問題になり得ると思っています。

お金の面については残念ながら前回の検討会のときにもなかなか、検討会の中で直接お金

を一般論として裁判と並ぶ魅力的な選択肢とするのであればそれなりの予算を投じてADRというのを振興すべきであるという一般論を私も述べたと思いますし、そういう一般論は委員の皆様から出ていたと思いますけれども、残念ながら検討会では予算をこれだけ増やせとかそういう話はやはりなかなか難しかったというところがありまして。結果としては誠にごもつともというかそういう感じになっていると。

○伊藤座長 どうもありがとうございます。無理をお願いして申し訳ありませんでした。

ということで、改めて御意見をお願いしたいと思います。

○道垣内委員 裁判所がこの費用で紛争解決サービスを提供できるのは相当に国からお金が出ているからで、このサービスの部分を単体としてみたときに国が幾らの費用負担をしているのか、その数字が算定できるとすれば、それと同じぐらいの費用がないと民間ADRはもたないということです。そのコストを業界型ADRであれば、関係する業界が出しているわけですが、それ以外のタイプのADRでは、国からの財政支援がないとすればおよそもたないと思います。そのことを直視して、もう少し現実に対応した施策が必要なのではないでしょうか。

事業体として裁判所の調停を裁判所全体から切り出したときに、幾らの予算で動いているのかという収支決算を算定できるのではないのでしょうか。

○伊藤座長 そうですね。

○渡部委員 算定できるのかもしれないけれども、国としては金を出せないということなのでしょうね。でも、道垣内先生の御意見は、そのとおりでしょうね。

○伊藤座長 裁判所の調停部門を切り出して財政的基盤を明らかにするというのはなかなか難しいかとは思いますが、それはそれとして、ADRの機関の存立にとって何らかの意味での財政的基盤の整備が必要だと、これもそのこと自体を否定することは難しいと思います。ただ一般的な公費としてそういうことをするのか、それとも前の会でも出ておりましたが、ADR機関の特質に応じた形でそれぞれの分野における手当を考えるような方向で検討するのか、いろいろな方向はあろうかと思いますが。ここは改めて忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 なかなか認証ADRの場合は解が見つからないのです。弁護士会ADRで言えば、前回から申し上げているようにどこかの省庁とコラボして財政的援助を得ながらやるということができるとは思いますが、認証ADR一般についてそういうことはできかねるといっていいでしょう。そのためどこから金が出るのかということ、一般認証している法務省ということにならざるを得ないのです。そうすると法務省ということになると司法予算から割いてくれるわけにもいかず、やはりお金が出ないという結論に陥らざるを得ないのじゃないかと思えます。なかなか認証ADRの財政的基盤を充実させる方策はちょっといろいろ考えてはみるのですが、難しいなというのが私の今のところの考えですね。

○伊藤座長 どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 このレジュメにも書いてありますけれども、一般論として財政的基盤を充実したほうがいいに決まってるんですが、正当化する根拠が何だろうかということを経験的に考えてみると、訴訟、弁護士費用も含めて時間も費用も当事者のみならず、社会、国家費用もかかっているはずなんですね。そういう社会のトータルコストを簡易迅速な手続

で解決することによって、当事者のみならず社会的トータルコストを軽減するんだということ。したがって一定の公的資金の導入に意味があるんだ、こんな位置付けなのかなと思っているんですが。

さて、じゃあどのくらい軽減されたのかというデータを当然予算要求は財務省との協議になるので、社会的トータルコストがどのくらい軽減されたんですか、データ出してくださいと言われちゃうと、今の実績から考えるとなかなかそこが難しいのかなというふうに感じます。

ただ、理屈付けはそうなるし、ヨーロッパのADRの活用なんかもむしろ社会のコストを軽減するためにどんどん訴訟を減らしていくと、こういうような位置付けもちょっとあったと伺っておりますので、正当化する根拠はあるけれども、問題は実績をどう積み上げて予算要求につなげていくのかということなのかなと思っているんです。

○伊藤座長 分かりました。どうぞ、道垣内委員。

○道垣内委員 日本ADR協会の立場からではなく、日本スポーツ仲裁機構の運営を10年間やってきた立場からの発言になりますが、関係するスポーツ団体から年間約1,000万円を頂いていて、それが運営費の基本になっています。それ以外に文科省から事業を受託したりしているんですが、それはほぼそのまま支出しますので、基本になるのは約1,000万円です。それでオフィスを借りて人を一人雇っているわけです。あとは、文科省からの受託事業から支出できるアルバイトと、私を含めたボランティアによって動かしているわけです。常勤の職員を一人しか雇えないと、その人が辞めてしまうとノウハウも消えてしまうので、常勤職員は二人は必要だというのですが、スポーツ団体も厳しい財政ですので、なかなか増額には応じてもらえません。先日は、あるスポーツ団体から、当初はお金を出すけれども、いずれ独り立ちをされるといふふうに聞いていたと言われてしまいました。

申し上げたいことは、ADR機関が手数料等で独り立ちができるはずがないというところを出発点にしないと、ADR制度の抜本的な問題は解決できないと思います。これまでの議論は、そのことを直視せず、霞を食べていくという仕組みが成り立つという非現実的なものではなかったかと思います。

以上です。

○伊藤座長 どうぞ、渡部委員。

○渡部委員 何度もお話ししてすみません。だから法テラスにおいて和解交渉の代理援助とADR代理が同等に扱われているところに象徴されていると思うのです。それがADRの位置付けだと思うのです。要するに民間ADR自体が司法の一翼だというふうに考えればこういうふうにはならないはずなので、裁判前の手続で本来の司法には関係ないのだと考えが前提になっているのではないかと思います。それがこの間の付調停と同じように、民間に付調停（付ADR）ができるような規定があるとかそういうことになると、やはり民間ADRも司法の一翼を担うから、これは司法予算としてもそちらに回せる理由になるのかなと思います。だから、法テラスの規定の解釈自身が日本のADRのことを象徴していて、示談交渉の一形態でしか補助できないというのが、まず考え方として司法の一翼を担っているとは思ってないわけです。そのところの思想が変わらない限り、法務省からお金は出ないだろうと思うのですね。法務省からかどこからか分かりませんが、司法予算

として、お金は出ないのじゃないかなという気がしますので、その思想を変えていくような形を民間ADRについて採っていくべきかなという気がいたします。

○伊藤座長 どうぞ、山本委員。

○山本委員 今回の渡部委員の御指摘は誠にごもっともであると同時に、非常に私にとっては大きなショックなのですが。司法制度改革審議会はやはり裁判と並ぶ魅力的な選択肢というふうに言われていたわけですね。内閣はそれを尊重して、前提としていろいろな施策をされているということなので。司法の一翼ということですが、やはり裁判と並んで裁判よりもADRによるほうが当事者のために紛争解決にもなるし、あるいは先ほど藤井委員が言われたように、社会的なトータルコストもそれによって軽減される。社会的なメリットもある。そういう観点からこのADRを促進していこうと、国家の政策として促進していこうということが物事全ての発端であったというふうには私は思っています。そういう意味ではそれは道垣内委員が言われるとおり、それは予算の面でもそれはやはり国として考えていただくべきであったという、今でも考えていただくべきであるということは、それは繰り返し申し上げる必要があるんじゃないかというふうには思っています。

ただ、現実としてどうするかということなわけなんですけれども、私自身は以前に申し上げましたように、ある程度対象分野が特定されている、例えば医療関係のADRというようなものであるとすれば、厚生労働省がある程度その分野を管轄していますので、その厚生労働省のところから何かお金を考えていただくと、先ほど渡部委員が言われたようにそういうような形で各省、そういうような役所との関係で考えていくということが現実的な選択肢としてはあるかなと。ただ、やはり総体としてはそういうもの、本来としてはそういうものなんだということは是非法務省を中心に、法務省がどの程度各役所にいってあれなのかというのはよく分かりませんが、法務省のほうからやはりその考え方というのは各省庁に浸透するようなことはお願いしたいなというふうには思っているんですけれども。

○伊藤座長 分かりました。

どうぞ、森委員。

○森委員 私どもは業界団体ですので、業界としてADRの費用を全て払ってるわけなんですけれども、損保業界としてこのADRができたからトータルのコストが増えたかということ、必ずしもそうでないと思ってまして。裁判に移行したりとか、そういった業界全体で本来はここまでかかってしまったんじゃないかということが、ADRができたことによって業界としては全体としてコストも低く済んだかもしれないし、トータルとしていろいろな削減ができたかもしれないというようなことを私自身は思っています。

そういう意味では、コストの削減というところが、社会のコストとおっしゃいましたが、そういう意味ではあると思うんですね。したがって、そういう意味からできるだけ援助ということも補助ということもそういう観点から考えていく必要もあるんじゃないかなというのにはちょっと思います。

○伊藤座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ただいまの御意見と、ヒアリングに表れておりますこの間の各種ADR機関の実績を踏まえまして、ADRが社会全体又はそれぞれの分野、金融だとか医療だとか土地の境界などに係る紛争において果たしている役割を考えれば、その財政的基盤の確立とい

うのか充実というのか、いずれにしても重要な課題であり、しかるべき措置が望まれる、ここまでは恐らく御意見が一致しているところかと思えます。

その上で、財政的基盤の整備について公の資金による直接の支援が望ましいのか、それとも別の形での基盤整備を考えるのか、この検討会でそれ以上具体的なところまで踏み込むことは難しいと思えますけれども、ADR機関の果たしている役割を踏まえた現状認識と問題提起とを取りまとめとして考えるということであれば、皆様の共通の御意見として理解してよろしいでしょうか。

もちろん、私が口頭で言ってるだけでございますので、そういった趣旨で皆様方の御意見と大きくずれていないということであれば、それをどういう形で表現するかということについては、取りまとめの段階でお諮りしたいと思えます。

それでは、次が「守秘義務の法定」の問題ですが、終了時刻まで10分程度ですので、次回の予定なども考えたときに、どのようにいたしましょうか。

○徳井部付 残りの論点三つとなってございまして、恐らく次回予備として用意しておる12月の日を使用しなければならないだろうということと思えます。「守秘義務の法定」について議論を始めていただくということもあり得るかと思うのですが、なかなか少しお時間がかかることも考えられますので、あるいはここでということでもよろしいかと存じます。

○伊藤座長 分かりました。それでは、中途半端なところで切っても意味がないかと思えますので、本日は予定したものの途中ですけれども、「財政基盤の充実」のところまで御審議いただいたことにしまして、「守秘義務の法定」以降の論点に関しましては次回に回したいと思えます。

事務局から他に関連したことでございますか。

○徳井部付 結構です。特にございません。

○伊藤座長 よろしいですか。

それでは、次回についての案内を事務局からお願いいたします。

○鈴木参事官 御案内いたします。次回第9回となりますが、次回につきましては12月20日、金曜日の午前10時から、地下1階の小会議室で開催する予定となります。詳細につきましては後日事務局から委員の各皆様に御連絡をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○伊藤座長 それでは、御多忙のところ恐縮ですけれども、今回は、12月にお集まりいただきたいと思えます。

大変活発でかつ有益な御意見、ありがとうございました。

—了—